

○ 要望等の件数について（平成23年度）

（単位：件）

分類	要望者別	件 数				計
		個人	事業者等	非営利の団体	公職者	
総 務 等 関 連		1 5 2 (1)	5 7	6 4 2	3 9	8 9 0 (1)
税 務 ・ 財 務 関 連		3 0 (1)	1 0	1 4	0	5 4 (1)
ごみ処理，リサイクル等関連		2, 0 8 2	1	2	1	2, 0 8 6
文化・市民生活関連		2, 9 0 3	4	2 2 7	4	3, 1 3 8
産 業 観 光 関 連		8 3 (1)	1 1	2 2	2	1 1 8 (1)
福 祉 関 連		2 0 9 (1)	3	1 8 3	0	3 9 5 (1)
保 健 ・ 環 境 保 全 関 連		1 2 0	0	7 0	0	1 9 0
住 宅 ・ ま ち づ く り 関 連		1 4 3 (1)	5	1 0 9	1	2 5 8 (1)
道 路 ， 公 園 等 関 連		3, 2 1 7 (1)	4 6 6	3 1 6	7 6 9	4, 7 6 8 (1)
消 防 関 連		1, 0 2 3	1 2	6	3	1, 0 4 4
交 通 関 連		1 8 9	0	7 6	0	2 6 5
上 下 水 道 関 連		1 7	0	1 4	0	3 1
教 育 関 連		9 0 0	3 2	2 4 4	2 9	1, 2 0 5
合 計		1 1, 0 6 8 (6)	6 0 1	1, 9 2 5	8 4 8	1 4, 4 4 2 (6)

（注）1 （ ）内は，不正な要望等又は不正な言動を伴う要望等の件数を指します（内数）。

2 要望等の件数については，以下のものを除いています。

- (1) 書面により提出された要望等のうち，申請としてなされたもの（住民票の交付申請等）
- (2) 公職者（国，他都市等の職員，議員等）からの資料要求
- (3) 市会議員から本会議及び委員会でなされた要望等（会派要望を含む。）

○ 不正な要望等又は不正な言動を伴う要望等の内容及び講じた措置（平成23年度）

年月	事案の概要	講じた措置内容等
平成23年6月	<p>要望者は、保育所に通う子（女兒）らと同居していたが、要望者の母親との関係の悪化により家を出たため、要望者の母親が当該女兒を養育していた。</p> <p>要望者の養育態度に問題があったことから、女兒の安全を確保するため要望者の母親の要請で、要望者が一人で当該女兒を迎えに来て、要望者の母親と連絡が取れない限りは、当該女兒を引き渡さないこととしていた。</p> <p>しかし、要望者は、「子供を引き取りたい」と言って突然保育所を訪れ、当該女兒を抱いて連れて帰ろうとした。そこで、所長が要望者から当該女兒を引き離したが、要望者ともみ合いになり、所長らは要望者に足等を蹴られた。</p>	<p>警察に通報した。</p> <p>要望者は、警察官が到着する前に退去した。</p> <p>後日、要望者は家に戻り、要望者の母親が事前に保育所に連絡を入れた場合のみ、当該女兒を迎えに保育所を訪れている。</p>
平成23年8月	<p>要望者は、市道のアスファルトが剥離していたために怪我をしたとして、補償を求めて土木事務所を訪れた。</p> <p>そこで、土木事務所が現地を確認したところ、アスファルトのつなぎ部分が経年劣化により最大4センチメートル窪んでいることが確認されたが、統括課と協議を行った結果、容易に識別し得る状態であったことなどから、道路管理瑕疵の補償対象にはならないと判断した。</p> <p>同日、要望者が再び上記所属を訪れた際に、補償の対象にならない旨を伝えたところ、要望者は、「納得がいかない。」と威圧的な言葉で何回も繰り返し、机を叩いた。そこで、要望者に冷静に話をするよう警告したが、要望者はパイプ椅子を倒した。</p>	<p>警察に通報した。</p> <p>要望者は警察への通報を知ると、直ちに退去した。</p> <p>なお、アスファルトの剥離部分は、本事案発生後直ちに補修した。</p>

年月	事案の概要	講じた措置内容等
平成 23 年 9 月	<p>要望者は、京都一周トレイルコース内の川を渡るために設置されている踏み石について、その石積み方法が変更された経緯を教えて欲しいと言って、所管課を訪れた。</p> <p>そこで、所管課の職員が、京都一周トレイルコースの管理を委託している京都府山岳連盟（以下「山岳連盟」という。）に聞けば何らかの情報が得られるかもしれないと伝えると、要望者は、山岳連盟を呼ぶようにと要望した。</p> <p>当該職員は、山岳連盟の担当者に連絡を取ったところ、当該担当者がすぐに来所するのは困難であり、また、質問事項については現地確認等の調査をしないと回答できないとのことであったため、その旨を要望者に伝えたが、要望者は本日中に教えてほしいと執ように要望を繰り返し、声を荒げて当該職員に詰め寄った。その後、協議が4時間以上に及んだため、退去を命じたが、要望者は応じなかった。</p>	<p>警察に通報した。</p> <p>要望者は、警察官にも同じ内容の話を繰り返したが、警察官の助言により、退去した。</p>
平成 23 年 10 月	<p>要望者は、公益通報相談窓口の所管課に通報を行っていたが、通報に対する回答に納得せず、当該回答に関して協議を求め、10名程度を連れて市役所本庁舎玄関前に集まった。</p> <p>所管課の職員は、協議に応じるに当たり、人数を限定することなどを要望者に伝えたが、要望者は納得せず、暴言を発したため、協議には応じられないと伝え、対応を打ち切った。</p> <p>要望者らは、職員に対して暴言を発し、その後、市役所前広場で、拡声器を用いながら所管課の職員をはじめとする本市の対応を批判する演説を始めた。</p>	<p>警察に通報した。</p> <p>要望者は、警察官の警告を数回受け、市役所前の歩道に移動し、演説を30分程度続けた後、退去した。</p>

年月	事案の概要	講じた措置内容等
平成 23 年 11 月	<p>要望者は、固定資産税及び都市計画税を滞納していたため、財産差押予告書の送付を受けていた。</p> <p>要望者は、区役所を訪れ、固定資産税が高すぎると訴えたため、所管課の職員が要望者に対して土地と家屋の税額が決定された理由について繰り返し説明を行った。しかし、要望者は納得せず、突然大声を上げながら、目の前の事務机をひっくり返した。この際、当該机が職員の鼻筋に当たり負傷した。</p>	<p>警察に通報した。</p> <p>要望者は、机をひっくり返した後はそれ以上暴れることはなく、通報で到着した警察官とともに退去した。</p> <p>なお、要望者については、負傷した職員が警察に被害届を提出したため、傷害罪及び公務執行妨害罪で起訴され、罰金刑が確定した。</p>
	<p>要望者は、要望者宅の近隣にある建築基準法違反の建築物について、所管課を訪れ、当該建築物の違反の是正を求めるとともに、建築当初の指導経過を教えるよう求めたり、当時の担当者と呼ぶように求めた。</p> <p>対応した所管課の職員は、指導内容のうち個人情報に係るものについては、その保護を図る必要性から答えられないこと、組織で対応しているため過去の担当者を呼ぶことはできないこと及び当該建築物に関する指導は行っていることを繰り返し説明した。</p> <p>しかし、要望者は納得せず、大声を上げたり、机を叩くなどして、執ように要望を繰り返したため、要望者に対して繰り返し退去するよう命じたが、要望者はこれに従わなかった。</p>	<p>警察に通報した。</p> <p>要望者は、到着した警察官から説得を受けた後、警察官とともに退去した。</p>